

令和4年度公益財団法人船橋市福祉サービス公社事業計画書

第 29 期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

事業活動方針

公社は設立以来、船橋市民の福祉の増進に寄与するという理念のもと、在宅福祉の拠点として多様化する福祉ニーズを的確に把握し、効率的な福祉サービスを行政と一体となって展開してきました。

令和4年度の事業計画についても引き続き、高齢者、障害者、妊産婦や育児を行う親等、様々なライフステージや立場に応じた最適な福祉サービスを、複数の福祉サービスと組み合わせることで総合的に提供し、健康的な日常生活の実現に向けた支援を行っていきます。

また、市民が住み慣れた地域の中で孤立せずに社会との繋がりを維持し、元気で安心して日常生活を送れるよう専門職員による相談・支援を実施するとともに、地域で支え合う体制づくりのため、協力員やボランティア員、介護職員の発掘と養成を行います。

さらに、超高齢社会において一人でも多くの方が継続して自立した日常生活を送れるように、介護予防の講座や認知症に関する講座等に積極的に取り組むとともに、次代の福祉の担い手となる子どもたちを対象とした児童向けの福祉講座を開催し、将来に向けた地域福祉の増進を図ります。

事業内容

I 相談・支援サービス事業、人材育成・研修事業、調査研究事業、普及啓発事業

(1) 相談・支援サービス事業

在宅介護の悩みや不安などを抱えている市民等からの相談に対し、介護支援専門員、介護福祉士、認知症ケア専門士等の有資格者が専門的な視点から相談に応じ、行政・医療福祉関係事業者等と連携をとりながら、介護者等の悩みや不安の軽減を図ります。

(2) 人材育成・研修事業

①シニアピア・傾聴ボランティア員養成事業

高齢者同士が支え合う『Ⅱ(2)シニアピア・傾聴ボランティア事業』を推進するために傾聴の技能・技法を身に付けた「傾聴ボランティア員」を養成します。

なお、養成講座では「認知症、うつ病、孤独」など高齢者を取り巻く諸問題をはじめ、様々な高齢者との関わり方や自身の対話スキルを中心に、講義やロールプレ

イ（役割演技法）などの形式にて学びます。

また、既にボランティア員として登録している方に対して技能・技法の向上や活動見直しの機会となるよう、スキルアップ講座やフォローアップ講座を実施するとともに、一時的に活動を休止しているボランティア員に対しては傾聴活動の意欲の向上を図るリフレッシュ研修を実施します。

②聴覚障害者支援者養成事業

聴覚または音声・言語の機能障害を有し、「手話」によって意思の疎通や情報を確保している聴覚障害者等に「手話通訳者」を、「文字」によって意思の疎通や情報を確保している聴覚障害者等に「要約筆記者」を派遣する体制を整えるため、身体障害者福祉の概要や役割、責務等について理解と認識を深め、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座を実施します。

また、手話通訳者養成講座を受講するための準備講座として、聴覚障害者等との手話によるコミュニケーション能力を習得するための手話奉仕員養成講座を実施します。（令和3・4年度継続事業）

③聞こえのサポーター養成事業

聞こえづらくなった方に対する理解と知識を深め「聞こえづらい」とはどのようなことか理解し、筆談等でコミュニケーションを取り交流や支援の方法を学び、聞こえづらくなった方のサポーターとなれる人材を育成する「聞こえのサポーター講座」を実施します。

④生活・介護支援サポーター養成事業

元気な高齢者の方への生きがいづくりの場の提供と地域や介護現場における人材不足の解消を側面から支援することを目的として、ボランティアを行う意欲のある60歳以上の方を対象に生活・介護支援サポーター養成研修を実施します。

なお、養成研修では「ボランティアの心構え、高齢者の認知症の理解とその対応、介護の基礎知識、施設体験実習」など「生活・介護支援サポーター」として活動するための基本的な知識を学びます。

⑤船橋市介護に関する入門的研修実施事業

介護分野への多様な人材の参入を促進することを目的として、介護に関心を持つ介護未経験者に対し、介護の業務に携わる上での基本的な知識や技術について研修を行う船橋市介護に関する入門的研修（年2回・各21時間）を実施します。

⑥職場体験学習受入

福祉の職場に関心のある児童・生徒や介護職を目指す学生等を職場体験実習により受け入れて福祉の仕事を体験していただくことにより、介護の仕事に携わる人材の育成や子どもたちに人の役に立つ喜びを体験していただきます。

(3) 調査研究事業

①高齢者実態把握事業

船橋市が実施する「船橋市健康スケール」の未返送者等に対し、公社の訪問介護員等が個別に訪問して状況を調査することにより、援助が必要にもかかわらず必要な支援が得られていない可能性がある高齢者を把握し、地域包括支援センターの支援に繋がります。

②介護認定訪問調査事業

介護保険の要介護・要支援認定申請のうち、新規申請や要支援認定から要介護認定への新規申請等に係る調査については、市町村のほか都道府県知事の指定を受けた指定市町村事務受託法人が実施することが定められており、船橋市内では公社のみがこの指定を受けていることから、船橋市からの委託を受けて市と一体となって「介護認定訪問調査」を実施します。

(4) 普及啓発事業

①公社事業、市の福祉施策等の紹介

在宅福祉サービス等に関する普及啓発を図るため、公社事業や市の福祉施策に関するパンフレットを関係窓口等で広く市民に配布するとともに、ホームページや市広報紙に掲載することにより普及啓発を図ります。

また、市や福祉関係団体からの依頼により公社職員を派遣し、公社で実施する船橋市の福祉施策等の案内や車椅子の操作方法などの介護技術を学ぶ「出前講座」を開催します。

②介護予防講座

高齢になっても介護を受けずに元気に生活するため、介護予防となる運動や傾聴による回想法等が認知症予防に効果が期待できることから、日頃の生活の中で無理なく実践できる「介護予防講座」を実施します。

③認知症サポーター養成講座

地域や職場の人たちが認知症について正しく理解し、認知症の人と家族に対してサポートできるよう「認知症サポーター養成講座」を実施します。

また、地域や企業等からの依頼に基づき公社職員を講師として派遣します。

④家族のための介護教室

在宅介護をしている家族等を対象として、福祉サービスの利用の仕方や要介護者及び介護者にとって安全で負担の少ない介護技術の講座を実施します。

なお、実施にあたっては市民が必要としている知識及び技術を分析し、市民が求めている介護教室を企画・運営します。

また、船橋市が外部委託により実施している介護教室と連携を図ることにより、市内の幅広いエリアでの実施を実現するとともに、お互いのノウハウを共有するこ

とにより、個別性の高いニーズにも応えられる介護教室の企画・運営に取り組みます。

⑤児童向け福祉講座

小・中学校からの依頼に基づき地域福祉に関して経験を有する公社職員や障害者自身を講師として派遣し、子どもたちに福祉の大切さや地域で生活する高齢者と障害者等に対する理解を深めてもらうとともに、受講後はその相乗効果として地域社会への貢献の一助となるように、わかりやすい児童向けの福祉講座を実施します。

⑥潜在的有資格者再就職支援事業（新規事業）

千葉県介護人材確保対策事業費補助金を活用し、市内訪問介護事業所の介護人材を確保するために、潜在的有資格者（介護福祉士、介護職員実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修（旧ヘルパー資格を含む））を対象として訪問介護事業所等への就労に結び付けるための研修会を実施します。

⑦地域づくり応援事業（新規事業）

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するために、介護人材の確保・育成、地域を支えるボランティア員の確保及び在宅福祉サービスの適切な利用方法を地域住民へ発信することを目的とした「地域づくり応援セミナー」を実施します。

セミナーでは、公社事業のPR、介護予防の啓発及び潜在的有資格者再就職支援事業の情報発信を行うとともに、介護職員の確保が困難となり離職の原因にもなっているカスタマーハラスメントの課題を改善するために、介護保険サービス等の適切な使い方を地域住民と一緒に考えるセミナーを実施します。

Ⅱ 高齢者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

(1) 有償サービス事業（さざんかホームヘルプサービス）

日常生活に支援が必要な65歳以上の高齢者と18歳以上の障害者の家事等の軽減を図るために「福祉サービス協力員」を派遣します。

(2) シニアピア・傾聴ボランティア事業

高齢者の自立を支援するとともに、同世代の高齢者がお互いに向かい合い、支え合う「ふれあいケア」を推進するため、元気な高齢者の方を「傾聴ボランティア員」として育成し、悩みや不安、寂しさを抱える高齢者の話に耳を傾けることにより、平常心や自立心の回復等の「心のケア」を図ります。

また、傾聴ボランティア員がこの活動を通して「社会に貢献している充実感」や「新たな生きがい」を見だし、いつまでも元気で自立した生活を営んでいただくことを目指します。

(3) 居宅介護支援事業

介護保険利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう介護支援専門員によって居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるようサービス事業所等との連絡・調整及び関係機関との連携を図ります。

また、市内北部エリアに居宅介護支援事業所を新設し、公社が設置する訪問介護事業所と連携を図ることで、住み慣れた地域で最期までその人らしい生活をサポートできる体制を構築します。

(4) 訪問介護事業

介護保険法に基づき、要介護者、要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に従って訪問介護計画を作成し、入浴、排泄、食事等の身体介護のほか、日常生活に必要な生活援助等の介護サービスを実施します。

また、これまで蓄積した困難事例の経験を踏まえ、総合的な視点から市民及び他の介護保険事業所からの相談に対する助言を行うほか、認知症ケア専門士による家族への相談業務や認知症予防に関する情報提供を行います。

(5) ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯が日常生活を営むのに必要な軽易な援助を行うために利用者の心身・生活状況などを踏まえ支援内容に適した「軽度生活援助員」を派遣します。

また、援助員については、在宅福祉に関する研修や事例検討会などを実施し、スキルアップを図ります。

(6) 一般介護予防事業対象者介護予防事業

高齢者を対象として、認知症予防等の知識を有する公社職員が市民ボランティアの参加と協力を得て、認知症予防に有効な生活習慣に関する知識を提供し、それを身につけていただくことで、認知症の予防または発症を遅らせることを目的とした各種療法（口腔・軽体操・回想法等）の講座を実施します。

(7) やすらぎ支援員訪問事業

認知症のある高齢者を在宅で介護している家族が休息や所用の外出を確保できるように、利用者や家族の状況等を把握して、家族の代わりに認知症のある高齢者の話し相手や見守り等を行う「やすらぎ支援員」を派遣します。

(8) 高齢者等食の自立支援配食サービス事業

身体機能の低下や疾病等により、食事の準備が困難な在宅で生活する高齢者や身体障害者に対して栄養・衛生管理された食事の提供のほか、体調変化の把握、適切な食事への誘導や安否確認を行い、異常時等には遠方に住む家族への連絡等を行うため、

宅配事業者と高齢者や身体障害者の家族及び船橋市との間を結ぶ調整を行います。

また、希望者には定期的に管理栄養士が訪問や電話等により、疾病状態や食事内容を伺い、個々の状態に最も適した食事プランの提案等を行う「栄養管理サービス」を実施し、高齢者等の食生活の改善及び健康維持・増進を図ります。

(9) ファミリー・サポート・センター事業（介護）

市民の参加・協力を得て、「協力会員」の育成を図ることで、高齢者を介護している家族又は高齢者本人からの要望により居宅に派遣し、介護に関する相互援助活動を実施するための調整や助言を行います。

(10) 緊急一時支援事業

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯における急な体調変化や怪我等の緊急時に「支援員」を派遣し、一時的な生活援助等を支援することで、元気な高齢者の方が緊急時においても住み慣れた地域で安心して生活できるようにサービスを提供します。

また、継続的な支援が必要な方には介護保険等の各種サービスに繋げる相談及び助言を行います。

(11) 生活・介護支援サポーター派遣事業

『I(2)④生活・介護支援サポーター養成事業』により在宅福祉に関して養成された「生活・介護支援サポーター」を高齢者宅や介護施設等に派遣して、生活援助等のサービスや施設における介護従事者の補助的作業を行うための調整を行います。

(12) 東老人福祉センター指定管理事業

令和2年度から6年度まで「船橋市東老人福祉センター」の指定管理者として「健康の維持・仲間づくり・生きがい創造・余暇活動」に資するサービスを提供し、高齢者の地域での孤立感・孤独感の解消と閉じこもり防止を図ります。

また、生活相談や健康相談などの各種相談事業や利用者参加型の講座・行事の充実を図り、生活習慣の改善等に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりの場や健康を維持する場として介護予防に効果のあるレクリエーション講座、認知症予防に効果のある学習教室、軽スポーツ（健康体操）のほか、各種行事などを企画・開催することで高齢者の社会参加と交流促進の場を提供します。

III 障害者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

(1) 有償サービス事業（聴覚障害者支援事業）

船橋市からの受託事業である『(4)聴覚障害者支援（設置・派遣）事業』と連携・調整を図り、聴覚又は音声言語の機能障害があるため「手話」によって意思の疎通や情報を確保している聴覚障害者等に対して、船橋市が規定する派遣要件以外の日常生活上の社会参加を援助します。

また、聴覚障害者等と円滑な意思の疎通を必要としている企業や団体等に対し「手話通訳者」や「要約筆記者」を派遣します。

(2) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、身体障害者（児）や難病患者等、精神障害者、知的障害者（児）が、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、重度訪問介護、同行援護サービスとして入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の家事援助及び社会参加のための外出介助等を行います。

また、障害福祉サービスの利用を希望する障害者等が在宅において、その人らしい生活が実現できるよう、相談支援専門員によってサービス等利用計画を作成するとともに、その計画に沿った適切なサービスが提供されるように障害福祉サービス事業者等との連絡・調整及び関係機関との連携を図ります。

(3) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、精神障害者や知的障害者（児）、脳性まひ等全身性障害者（児）が、社会生活を営むうえで必要な外出や余暇活動等の社会参加をするための外出介助等を行います。

(4) 聴覚障害者支援（設置・派遣）事業

聴覚または音声・言語の機能障害があるため、「手話」や「文字」によって意思の疎通や情報を確保している聴覚障害者の社会参加を支援するために、「手話通訳者」及び「要約筆記者」を配置し、聴覚障害者やその家族等からの相談業務や情報提供、派遣に関する調整及び公的機関等の関係機関との仲介や調整を行います。

また、聴覚障害者が病院や公的機関等を利用する際に「手話通訳者」及び「要約筆記者」を派遣します。

(5) 中途失聴者・難聴者手話講習事業

聴力低下が見られる中途失聴者・難聴者やその家族に対して「聞こえに不便を感じている人の手話講習会」を実施し、コミュニケーションの確保と仲間との交流、社会参加の促進を図ります。

IV 児童と育児を行う親の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

(1) 有償サービス事業（さざんかホームヘルプサービス）

日常生活に支援が必要な妊産婦等の母体保護や育児に伴う家事等の軽減を図るため「福祉サービス協力員」を派遣します。

(2) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

母子・父子家庭及び寡婦が疾病等の理由により、一時的に日常生活において支援を

必要とする場合に利用者の状況や支援内容に即した「ホームヘルパー」を選任し、派遣します。

(3) 養育支援訪問事業

養育支援が必要でありながら自発的に支援を求めることが困難な家庭に対し、児童虐待等を未然に防止するなど安定した養育ができるよう「養育支援訪問員」を派遣し、家事援助等その家庭の状況に適した支援を行います。

(4) ファミリー・サポート・センター事業（育児）

市民の参加・協力を得て、講習会や交流会等の実施により相互援助活動を担う「協力会員」の育成を図り、子育てに関する支援を必要としている家庭に協力会員を派遣し、育児に関する相互援助活動を実施するための調整・助言業務を行います。